

中津市告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の変更に係る図書を縦覧に供する。

令和6年11月8日

中津市長 奥塚正典



1. 都市計画の種類及び名称
種類：中津都市計画道路

2. 都市計画の変更に係る事項

中津市都市計画道路3・4・3号中津駅角木線ほか1路線を次のように変更する。

種別	新						旧					変更の概要
	番号	路線名	延長・幅員	車線の数	起点	終点	番号	路線名	延長・幅員	起点	終点	
幹線街路	3.4.3	中津駅 蛭子町線	約450m 20.00m	2	中津市 大字島 田字大 木	中津市 大字蛭 子町3 丁目	3.4.3	中津駅 角木線	約 1,270m 20.00m	中津市 大字島 田字大 木	中津市大 字角木字 居屋敷	1.延長の減 2.終点の変更 3.名称変更
幹線街路							3.5.18	丸山町 公園地線	約860m 12m	中津市 金谷 2070番 地	中津市 三ノ丁 1279番地	廃止

「区域及び構造は別図のとおり」

3. 縦覧場所

中津市豊田町14番地3

中津市役所 建設部 まちづくり推進課



（「別図」は省略し、都市計画の変更の縦覧場所に図書を据え置いて縦覧に供する）